

裁 決 書

審査請求人

[REDACTED]

審査請求代理人

[REDACTED]

処分庁

[REDACTED]



上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年7月2日付けで提起された、上記処分庁が [REDACTED] 付けで行った引越費用の生活保護変更申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び理由

本件審査請求の趣旨及び理由は次のとおりであり、本件処分は違法であると主張しているものと解される。

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、次のとおりである。

本件 [REDACTED] の保護変更申請却下の理由は、前居住地である [REDACTED] のアパートからの [REDACTED] については、請求人の居所を [REDACTED] の [REDACTED] 宅としており、居所を失った場合に当たらないため、却下するというものであった。

移送費については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和3

8年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知) (以下「局長通知」という。) 第7-2-(7)-ア-(サ)において、被保護者が転居する場合又は住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないときに、荷造費及び運搬費で実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえないと記載されている。

本実施要領改正時の解説によれば、改正の趣旨は、被保護者が転居又は住居を失った場合には、家財道具を他に保管を依頼する必要があることが多いので、これまでは、荷造費及び運搬費の支給を認めていた。しかし現実的には、家財道具の保管を依頼した後に、新たな住居が確保されればそれまで保管を依頼していた家財道具を引き取ることが通常にあるので、このような実態に着目し、転居及び住居を失ったことにより自分の住居以外の場所に保管を依頼した家財道具を引取りに行く場合に限り、移送費の支給対象とした、というものである。

上記趣旨に照らすと、移送費は、住居を失った被保護者が、新たに住居が確保されたことにより、保管を依頼していた家財道具を引き取る際に支給の対象とするものである。

請求人は、離婚により[]を出た時点で住居を失ったものであるが、転居先が見つかり新たに住居が確保されたことにより、請求人が[]に保管を依頼してあった自己の[]を引き取りに行く場合にあたり、当然移送費の支給対象となる事案である。

第2 処分庁の主張

処分庁は弁明書により本件審査請求の棄却を求めており、その理由の要旨は、次のとおりである。

- 1 請求人の保護実施責任について、[]宅を住居として保護の決定を行った。請求人は住居を失い、家財を[]に[]してもらっていたとのことであるが、処分庁としては、[]宅を住居として保護決定した経緯もある。住居として失ったとされる場所に[]を保管するということは実施責任の認定において疑問を呈す。

については、引越費用の支給根拠である局長通知第7-2-(7)-ア-(サ)の「住居を失った被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき」に、住居を失っていない請求人は該当しないため、本件処分は妥当である。

- 2 一方、請求人は[]の前住居を失い、保護申請時も住居を確保していないとも考えられるが、この場合もこの度の移送費の支給対象ではないと考える。その根拠は「[]の移送費」と「[]」の支給対象者

に一連性があるという解釈である。家財道具の引き取りの移送費は、局長通知第7-2-(9)-エの家財保管料の支給対象となりうる者に、その移送費を支給することを想定していると考え。[1981年 生活と福祉5月号:実施要領改正時(移送費の支給範囲の拡大)の解説]からは、家財道具を他に保管する移送費と家財保管料に家財道具を引き取る移送費を支給対象に加えることで、被保護者の家財道具の移送と保管に係る一連の費用を保障することを目的として実施要領の改正が行われたことが読み取れる。

移送費の支給範囲の拡大は、単に住居を失ったすべての者の移送費について保障するものではない。最低限度の生活を保障するという生活保護法の趣旨及び、局長通知第7-2-(9)-エから、重度の病気や介護等やむを得ず家財を他に保管しなければならなくなった社会的弱者の保障を目的としたものと考え。局長通知第7-2-(7)-ア-(サ)の家財道具を引き取る移送費の支給は、局長通知第7-2-(9)-エを前提条件としていると考え。

よって、請求人が住居を失って[]宅に一時的に身を寄せている被保護者であるとしても、移送費の支給対象となる「住居を失った被保護者」とは異なるものである。[]により住居を失った者に対し、保管した家財を引き取る移送費の支給は局長通知第7-2-(7)-ア-(サ)の支給範囲を超えるもので、請求人は該当せず、本件処分は妥当である。

第3 請求人の反論

処分庁の弁明書に対し、請求人から反論書が提出された。その趣旨は、要約すると次のとおりである。

1 処分庁の弁明1に対する反論

処分庁は、[]に荷物があることから処分庁における保護の実施責任に疑義があると弁明する。保護の実施責任は要保護者の居住地又は現在地により定められるところ、居住地とは継続して生活を営む場所すなわち要保護者の居住の事実がある場所をいい、現に日常の起居を行っており、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待することができる場所を指すのであって、荷物の存在は居住地と認定するための一資料に過ぎない。

[]
[]
[]
[]

請求人が、[]に処分庁において、[]とともに生活保護の相談をした際、処分庁の担当職員は、生活保護受給中であつた[]に対して、「[]」と述べ

た。一方、請求人に対しては、荷物がにあるのであれば、と共にに相談に行くよう申し向けて、相談を打ち切った。しかしながら、すでににもかかわらず、請求人がと同じ前居住地において起居を継続すること、またその期待性はある得ない。一方、請求人は同26日からの同意のもと、当面の居所として同人の住居において起居を始めたものであって、請求人の居住地が処分庁の管轄地域であるとの認定に疑義を挟む余地はない。

さらに処分庁は、請求人は「宅を住居として確保した」と弁明するが、これも誤りである。上記のとおり、処分庁自身が「」と発言しており、処分庁自身、宅を請求人の将来的、継続的なとすることを認めないことを明らかにしているし、宅は請求人が自立した生活を送るための住居として確保されたものではないことは、明らかである。処分庁の弁明は、自己矛盾である。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）問第7の30において、住宅が確保できないため、親類、知人宅等に一時的に寄宿していた者が転居する場合、転居に際し、敷金等を必要とする場合には、転居費用が支給されるものであり、請求人にも、敷金等や家賃が支給された。住宅が確保されたにもかかわらず、転居のための移送費が支給されないのであれば、審査人の自立助長が妨げられることになり、生活保護制度の目的（法第1条）が没却される。

したがって、請求人に係る前住居からの転居のための移送費は、当然支給の対象となるものである。

2 処分庁の弁明2に対する反論

処分庁は、局長通知第7-2-(7)-ア-(サ)の家財道具引き取りの移送費の対象者は、局長通知第7-2-(9)-エの家財保管料の支給対象者に限定されると弁明している。

処分庁提出の「1981年『生活と福祉』5月号」における解説にもあるとおり、局長通知の改正は、住居を失った場合には、それまで保有していた家財道具を他に保管を依頼する必要があることが多いことに照らし、その保管に際しての荷造費および運搬費の給付を認めていたことに加え、その保管を依頼した家財道具の引き取りに要する荷造費及び運搬費を移送費の支給対象として拡大したものであって、家財保管料の支給対象者に支給範囲を拡大したものでないことは、文理上も明らかである。

局長通知第7-2-(7)-ア-(サ)が局長通知第7-2-(9)-エを前提としており、家財保管料の支給対象者に限り、家財引き取りの移送費を支給するとの処分庁の解釈は、不合理な限定解釈であると言わざるを得ない。

3 総括

以上により、処分庁の弁明には理由のないことが明らかであるから、処分庁の本件処分を取り消すように求める次第である。

第4 当庁の認定事実

調査したところ、次の事実が認められる。

- 1 請求人は、[redacted]で[redacted]と生活していたが、[redacted]に[redacted]し、「[redacted]」の[redacted]に身を寄せていたこと。また、[redacted]は処分庁から生活保護を受給していたこと。
- 2 請求人は、[redacted]に処分庁に対し、生活保護申請をおこなったこと。
- 3 請求人は、[redacted]に処分庁に対し、請求人単身での居宅生活をするため、敷金等及び前家賃の申請を行ったこと。
- 4 請求人は、[redacted]に処分庁に対し、[redacted]の[redacted]から新居への引越費用について移送費の申請を行ったこと。
- 5 処分庁は、[redacted]にケース診断会議を開催したこと。そして、新居の敷金等及び前家賃を支給することを決定したこと。さらに、引越費用に係る移送費については、申請を却下することを決定したこと。
- 6 処分庁は請求人に対し、[redacted]付けで、保護の開始を決定し通知したこと。
- 7 処分庁は請求人に対し、[redacted]付けで、新居の前家賃及び敷金等の支給を決定し通知したこと。
- 8 処分庁は請求人に対し、[redacted]付けで、請求人の引越費用に係る移送費について、保護変更申請を却下したことを通知したこと。
- 9 請求人から[redacted]付けで、本件審査請求が提起されたこと。
- 10 処分庁から[redacted]付けで、弁明書が提出されたこと。

11 請求人から [REDACTED] 付けて、反論書が提出されたこと。

第5 当庁の判断

- 1 生活保護法（以下「法」という。）第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と規定されている。
- 2 世帯認定については、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）（以下「次官通知」という。）第1において、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」と規定されている。
- 3 移送費については、局長通知第7-2-(7)-アにおいて、「移送は、次のいずれかに該当する場合において、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行なうこととし、移送費の範囲は、(ケ)又は(サ)において別に定めるもののほか、必要最小限度の交通費、宿泊料及び飲食物費の額とすること。」と規定されている。さらに、家財道具の移送費については、局長通知第7-2-(7)-ア-（サ）において、「被保護者が転居する場合又は住居を失なった被保護者が家財道具を他に保管する場合及びその家財道具を引き取る場合で、真にやむを得ないとき。この場合、荷造費及び運搬費を要するときは、実施機関が事前に承認した必要最小限度の額を認定して差しつかえない。」と規定されている。
- 4 家財保管料については、局長通知第7-2-(9)-エにおいて、「医療機関、介護老人保健施設、職業能力開発校、社会福祉施設等に入院又は入所している単身の被保護者でやむを得ない事情により、家財を自家以外の場所に保管してもらう必要があり、かつそのための経費を他からの援助等で賄うことのできないものについては、入院又は入所（入院又は入所後に被保護者になったときは、被保護者になった時。以下同じ。）後1年間を限度として月額13,000円の額を特別基準の設定があったものとして認定して差しつかえないこと。」と規定されている。
- 5 局長通知第7-2-(7)-ア-（サ）に関し、「『生活と福祉』1981年5月号」（社会福祉法人全国社会福祉協議会発行）において、当時の厚生省

5-5のとおりである。この解説の中に、家財道具引き取りの移送費の支給対象者を、家財保管料の支給対象者に限定する趣旨の記述は認められない。

以上より、請求人が住居を失っていたかどうかについて、処分庁の事実認定は不適切であったと認められる。また、移送費の支給要件についての処分庁による法令、通知の解釈も、不適切であったと認められる。

よって、本件処分は、処分庁による不適切な事実認定と、不適切な法令、通知の解釈に基づいて行われたものであり、取り消されるべきである。

- 7 以上検討したとおり、本件審査請求には理由が認められるため、行政不服審査法第40条第3項の規定により主文のとおり裁決する。

平成25年8月20日

審査庁 埼玉県知事 上 田 清

